

別表第 1

## 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	地域及び期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 会社の発注する工事等の請負契約に係る一般競争、条件付き一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内 (注 1)</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>3 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>6 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内</p>

措 置 要 件	地域及び期間
<p>8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>

(注1) 発生地域とは、虚偽記載等の発生地を含む地域をいう。

## 別表第2

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	地域及び期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の役員又は社員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 4月以上12月以内（注1）</p> <p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上6月以内</p> <p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上6月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から 1月以上3月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内</p> <p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上6月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から 1月以上3月以内</p> <p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から 1月以上3月以内</p>

措 置 要 件	地域及び期間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)</p> <p>4 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第8号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第9号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内 (注2)</p> <p>発生地域及び影響を受けた地域については 当該認定をした日から3月以上12月以内 その他の地域については 当該認定をした日から2月以上9月以内</p> <p>その他の地域について 刑事告発を知った日から 1月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第8号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 4月以上12月以内</p> <p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内</p>
<p>7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 代表役員等</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内</p>

措 置 要 件	地域及び期間
<p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から 1月以上12月以内</p> <p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>8 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 国土交通省の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき。（当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月9日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>全地域について 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内</p> <p>全地域について 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内</p>

措置要件	地域及び期間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>11 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>発生地域については、当該認定をした日から2月以上9月以内 その他地域については 当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

(注1) 発生地域とは、贈賄等の発生地を含む地域をいい、その他の地域とは、別表3に掲げる全地域から発生地域を除いた地域をいう。

(注2) 影響を受けた地域とは、建設資材等に係るもので、独占禁止法違反の排除措置命令等において明らかにされた地域を含む地域とする。

別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る